

★ 職員に対する児童手当の支給に関する事務の取扱規則の一部を改正する規則（規則第四十五号）（人事課）

一 改正の要旨

職員に対する児童手当の支給に関する事務の集中化などに伴い、必要な規定の改正を行った。

二 施行期日

平成二十年四月一日